

さいたま市告示第913号

さいたま市環境負荷低減計画指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市環境負荷低減計画指導業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 告示の日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に、以下のいずれかで登載されている者であること。

ア 名簿（物品等）－業種区分「催物、映画、広告、その他の業種」－大分類「その他の業務」－小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」

イ 名簿（物品等）－業種区分「建築物管理」－大分類「管理業務」－小分類「環境測定」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) エネルギー使用量の削減に関する助言または指導に係る契約を過去10年間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書・仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書・仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課
電話 048(829)1324

(2) 交付期間

告示の日から令和7年6月11日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 2(6)の実績のわかる契約書の写し
- ウ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和7年6月13日(金)を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月24日（火）9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 10階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月24日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境総務課

電話 048（829）1323

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（総額）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。